

## 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ－２－１ 法令等遵守態勢 (略)</p> <p>(１) 法令等遵守（コンプライアンス）態勢の整備（略）</p> <p>⑤ 金融商品取引業者の内部管理態勢を強化し、適正な業務の遂行に資するため、金融商品取引業者における法令諸規則等の遵守状況を管理する業務を担う者（金商法施行令第 15 条の 4 第 1 号に規定する者をいう。）の機能が十分に発揮される態勢となっているか。また、内部管理責任者等の機能の発揮状況について、その評価及びフォローアップが行われているか。</p>	<p>Ⅲ－２－１ 法令等遵守態勢</p> <p>(１) 法令等遵守（コンプライアンス）態勢の整備（略）</p> <p>⑤ 金融商品取引業者の内部管理態勢を強化し、適正な業務の遂行に資するため、金融商品取引業者における法令諸規則等の遵守状況を管理する業務を担う者（金商法施行令第 15 条の 4 第 1 号に規定する者をいう。）の機能が十分に発揮される態勢となっているか。<u>例えば、内部管理部門の独立性を確保するとともに、営業部門に対する牽制機能を十分発揮するための権限を付与する等しているか。</u>また、内部管理責任者等の機能の発揮状況について、<u>内部監査部門により、その評価及びフォローアップが行われているか。</u></p>
<p>Ⅲ－２－２ 金融商品事故等に対する監督上の対応（略）</p> <p>(１) 主な着眼点</p> <p>① (略)</p> <p>② 業務の適切性の検証</p> <p>金融商品事故等と金融商品取引業者の業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証を行うこととする。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ. 再発防止のための改善策の策定や自浄機能が十分か、責任の所在が明確化されているか。</p>	<p>Ⅲ－２－２ 金融商品事故等に対する監督上の対応（略）</p> <p>(１) 主な着眼点</p> <p>① (略)</p> <p>② 業務の適切性の検証</p> <p>金融商品事故等と金融商品取引業者の業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証を行うこととする。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ. 再発防止のための改善策の策定や自浄機能が十分か、責任の所在が明確化されているか。<u>例えば、金融商品事故等の発生の原因を分析の上、経営陣の積極的な関与の下で再発防止策を策定し、営業部門等にこれらの措置を周知しているか。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>ホ、へ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>Ⅲ-2-3～Ⅲ-2-7 (略)</p> <p>Ⅲ-2-8 システムリスク管理態勢 (略)</p> <p>(1) 主な着眼点 システムリスク管理態勢の検証については、金融商品取引業者の業 容に応じて、例えば以下の点に留意して検証することとする<u>(着眼点 の詳細については、必要に応じて金融商品取引業者等検査マニュアル を参照。)</u>。</p> <p>① システムリスクに対する認識等 イ、ロ (略) ハ. <u>システムリスクに関する情報が、適切に経営者に報告される体 制となっているか。</u>  (新設)</p> <p>② 適切なリスク管理態勢の確立 イ. システムリスク管理の基本方針が定められ、管理態勢が構築さ</p>	<p>ホ、へ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>Ⅲ-2-3～Ⅲ-2-7 (略)</p> <p>Ⅲ-2-8 システムリスク管理態勢 (略)</p> <p>(1) 主な着眼点 システムリスク管理態勢の検証については、金融商品取引業者の業 容に応じて、例えば以下の点に留意して検証することとする。</p> <p>① システムリスクに対する認識等 イ、ロ (略) ハ. <u>取締役会等は、システムリスクの重要性を十分に認識した上 で、システムに関する十分な知識・経験を有し業務を適切に遂行 できる者を、システムを統括管理する役員として定めているか。</u> ニ. <u>取締役会等は、システム障害等発生の際において、果たす べき責任やとるべき対応について具体的に定めているか。</u> <u>また、必要に応じて自らが指揮を執る訓練を行う等して、その 実効性を確保しているか。</u></p> <p>② 適切なリスク管理態勢の確立 イ. システムリスク管理の基本方針が定められ、管理態勢が構築さ</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>れているか。</p> <p><u>ロ. 具体的基準に従い管理すべきリスクの所在や種類を特定しているか。</u></p> <p><u>ハ. システムリスク管理態勢は、自社の業務の実態やシステム障害等を把握・分析し、システム環境等に応じて、その障害の発生件数・規模をできる限り低下させて適切な品質を維持するような、実効性ある態勢となっているか。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>④ 情報セキュリティ管理 イ～ヌ (略) (新設)</p> <p>⑤、⑥ (略)</p> <p>⑦ システム監査 イ～ハ (略) (新設)</p> <p>⑧ 外部委託管理 イ、ロ (略)</p> <p>ハ. システムに係る外部委託業務（二段階以上の委託を含む）について、リスク管理が適切に行われているか。</p>	<p>れているか。<u>システムリスク管理の基本方針には、セキュリティポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）及び外部委託先に関する方針が含まれているか。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>ロ. システムリスク管理態勢の整備に当たっては、その内容について客観的な水準が判定できるものを根拠としているか。</u></p> <p><u>また、システムリスク管理態勢は、システム障害等の把握・分析、リスク管理の実施結果や技術進展等に応じて、不断に見直しを実施しているか。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>④ 情報セキュリティ管理 イ～ヌ (略) <u>(参考) セキュリティの確保に当たっては、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」（公益財団法人金融情報システムセンター編）などがある。</u></p> <p>⑤、⑥ (略)</p> <p>⑦ システム監査 イ～ハ (略)</p> <p><u>ニ. システム監査の結果は、適切に取締役会等に報告されているか。</u></p> <p>⑧ 外部委託管理 イ、ロ (略)</p> <p>ハ. システムに係る外部委託業務（二段階以上の委託を含む）について、リスク管理が適切に行われているか。<u>特に外部委託先が複</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。</p> <p>二 (略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>⑩ システム統合リスク (略)</p> <p>(参考) システム統合リスクに関する検証に当たっての着眼点については、金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理(平成31年6月)別添「システム統合リスク管理態勢に関する考え方・着眼点(詳細編)」も参考となる。</p> <p>⑪ 障害発生時の対応 イ～ハ (略) (新設)</p> <p>二. <u>発生したシステム障害等について、原因を分析し、それに応じた再発防止策を講じているか。</u></p> <p>また、システム障害等の原因等の定期的な傾向分析を行い、そ</p>	<p><u>数の場合、管理業務が複雑化することから、より高度なリスク管理が求められることを十分認識した体制となっているか。</u></p> <p>システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。</p> <p>二 (略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>⑩ システム統合リスク・プロジェクトマネジメント (略)</p> <p>(参考) システム統合リスク・プロジェクトマネジメントに関する検証に当たっての着眼点については、金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理(平成31年6月)別添「システム統合リスク管理態勢に関する考え方・着眼点(詳細編)」も参考となる。</p> <p>⑪ 障害発生時の対応 イ～ハ (略)</p> <p>二. <u>システム障害等が発生した場合、障害の内容・発生原因、復旧見込等について必要に応じて公表するとともに、顧客からの問合せに的確に対応するため、コールセンターの開設等を迅速に行っているか。</u></p> <p><u>また、システム障害等の発生に備え、関係業務部門への情報提供方法、内容が明確になっているか。</u></p> <p>ホ. <u>システム障害等の発生原因の究明、復旧までの影響調査、改善措置、再発防止策等を的確に講じているか。</u></p> <p>また、システム障害等の原因等の定期的な傾向分析を行い、そ</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>れに応じた対応策をとっているか。 (新設)</p> <p>ホ. システム障害等が発生した場合、速やかに当局に報告する体制が整備されているか。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 障害発生時</p> <p>① システム障害等の発生を認識次第、直ちに、その事実の当局あて報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」(別紙様式Ⅲ-1)にて当局あて報告を求めるものとする。</p> <p>また、復旧時、原因説明時には改めてその旨報告を求めることとする(ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも1ヵ月以内に現状について報告を行うこと。)</p> <p>なお、財務局は金融商品取引業者から報告があった場合は直ちに金融庁担当課室に連絡すること。</p> <p>(注) (略)</p> <p>② (略)</p>	<p>れに応じた対応策をとっているか。</p> <p>ヘ. システム障害等の影響を極小化するために、例えば障害箇所を迂回するなどのシステムの的な仕組みを整備しているか。</p> <p>ト. システム障害等が発生した場合、速やかに当局に報告する体制が整備されているか。</p> <p>(参考) システムリスクについての参考資料として、例えば「<u>金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書</u>」(公益財団法人金融情報システムセンター編)などがある。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 障害発生時</p> <p>① <u>コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案</u>の発生を認識次第、直ちに、その事実の当局あて報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」(別紙様式Ⅲ-1)にて当局あて報告を求めるものとする。</p> <p>また、復旧時、原因説明時には改めてその旨報告を求めることとする(ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも1ヵ月以内に現状について報告を行うこと。)</p> <p>なお、財務局は金融商品取引業者から報告があった場合は直ちに金融庁担当課室に連絡すること。</p> <p>(注) (略)</p> <p>② (略)</p>
<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続(第一種金融商品取引業)</p>	<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続(第一種金融商品取引業)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
IV-1、IV-2 (略)	IV-1、IV-2 (略)
IV-3 業務の適切性(第一種金融商品取引業)	IV-3 業務の適切性(第一種金融商品取引業)
IV-3-1~IV-3-5 (略)	IV-3-1~IV-3-5 (略)
IV-3-6 電子記録移転有価証券表示権利等を取り扱う金融商品取引業者に係る業務の適切性	IV-3-6 電子記録移転有価証券表示権利等を取り扱う金融商品取引業者に係る業務の適切性
IV-3-6-1~IV-3-6-4 (略)	IV-3-6-1~IV-3-6-4 (略)
IV-3-6-5 システムリスク管理態勢 (略)	IV-3-6-5 システムリスク管理態勢 (略)
<p>(1) システムリスク管理態勢、システムリスク評価</p> <p>① システムリスク管理の基本方針には、<u>セキュリティポリシー(組織の情報資産を適切に保護するための基本方針)及び外部委託先に関する方針が含まれているか。</u></p> <p>② システムリスク管理態勢については、システム障害等の把握・分析、リスク管理の実施結果や技術進展等に応じて、不断に見直しを実施しているか。</p> <p>(注) システムリスク管理態勢については、定期的に第三者(外部機関)からの評価を受けることが望ましい。</p> <p>③ (略)</p>	<p>(1) システムリスク管理態勢、システムリスク評価 (削除)</p> <p>① システムリスク管理態勢については、システム障害等の把握・分析、リスク管理の実施結果や技術進展等に応じて、不断に見直しを実施しているか。</p> <p>(注) システムリスク管理態勢については、定期的に第三者(外部機関)からの評価を受けることが望ましい。</p> <p>② (略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(2)、(3) (略)	(2)、(3) (略)
<p>(4) 外部委託管理</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>システムに係る外部委託業務（二段階以上の委託を含む。）について、外部委託先任せにならないように、例えば委託元として要員を配置するなどの必要な措置を講じているか。また、外部委託先が複数の場合、管理業務が複雑化することから、より高度なリスク管理が求められることを十分認識した体制となっているか。</u></p>	<p>(4) 外部委託管理</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>システムに係る外部委託業務（二段階以上の委託を含む。）について、外部委託先任せにならないように、例えば委託元として要員を配置するなどの必要な措置を講じているか。</u></p>
③ (略)	③ (略)
(5) (略)	(5) (略)
IV-3-6-6～IV-3-6-9 (略)	IV-3-6-6～IV-3-6-9 (略)
IV-3-7 (略)	IV-3-7 (略)
IV-4 (略)	IV-4 (略)
IV-5 指定親会社グループについて (略)	IV-5 指定親会社グループについて (略)
IV-5-1 経営管理 (略)	IV-5-1 経営管理 (略)

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>IV-5-1-1~IV-5-1-2 (略)</p> <p>IV-5-1-3 監査等委員会設置会社である指定親会社の場合</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 監査機能の連係 外部監査機能と内部監査部門又は監査等委員会の連係が有効に機能しているか。</p> <p>(参考) 経営管理(ガバナンス)態勢に関する監督に当たっての着眼点については、以下が参考となる。</p> <p>① <u>証券取引等監視委員会事務局「金融商品取引業者等検査マニュアル」(平成19年9月)</u></p> <p>② <u>バーゼル銀行監督委員会「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」(1998年9月)</u></p> <p>③ <u>バーゼル銀行監督委員会「銀行組織にとってのコーポレート・ガバナンスの強化」(2006年2月)</u></p> <p>④ 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)</p> <p>⑤ <u>バーゼル銀行監督委員会「コーポレート・ガバナンスを強化するための諸原則」(2010年10月)</u></p> <p>⑥ <u>バーゼル銀行監督委員会「銀行のためのコーポレート・ガバナンス諸原則」(2015年7月)</u></p>	<p>IV-5-1-1~IV-5-1-2 (略)</p> <p>IV-5-1-3 監査等委員会設置会社である指定親会社の場合</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 監査機能の連係 外部監査機能と内部監査部門又は監査等委員会の連係が有効に機能しているか。</p> <p>(参考) 経営管理(ガバナンス)態勢に関する監督に当たっての着眼点については、以下が参考となる。</p> <p>(削除)</p> <p>① <u>バーゼル銀行監督委員会「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」(1998年9月)</u></p> <p>② <u>バーゼル銀行監督委員会「銀行組織にとってのコーポレート・ガバナンスの強化」(2006年2月)</u></p> <p>③ 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)</p> <p>④ <u>バーゼル銀行監督委員会「コーポレート・ガバナンスを強化するための諸原則」(2010年10月)</u></p> <p>⑤ <u>バーゼル銀行監督委員会「銀行のためのコーポレート・ガバナンス諸原則」(2015年7月)</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(注) (略)</p> <p>IV-5-2~IV-5-6 (略)</p> <p>VI. 監督上の評価項目と諸手続 (投資運用業)</p> <p>VI-1 経営管理 (投資運用業) (略)</p> <p>VI-2 業務の適切性 (投資運用業)</p> <p>VI-2-1 (略)</p> <p>VI-2-2 投資一任業に係る業務の適切性 (略)</p> <p>VI-2-2-1 業務執行態勢</p> <p>(1) 運用財産の運用・管理 (略)</p> <p>①~⑥ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>⑦ 運用財産の管理について権利者 (特定投資家を除く。以下⑦~⑨までにおいて同じ。) が信託会社等への信託をする場合において、</p>	<p>(注) (略)</p> <p>IV-5-2~IV-5-6 (略)</p> <p>VI. 監督上の評価項目と諸手続 (投資運用業)</p> <p>VI-1 経営管理 (投資運用業) (略)</p> <p>VI-2 業務の適切性 (投資運用業)</p> <p>VI-2-1 (略)</p> <p>VI-2-2 投資一任業に係る業務の適切性 (略)</p> <p>VI-2-2-1 業務執行態勢</p> <p>(1) 運用財産の運用・管理 (略)</p> <p>①~⑥ (略)</p> <p><u>⑦ 運用財産の正確な評価を行うための社内体制が整備されているか。特に、運用財産に非上場の株式・債券等が組み入れられている場合、適正な時価を把握する体制を整備しているか。</u></p> <p>⑧ 運用財産の管理について権利者 (特定投資家を除く。以下⑧~⑩までにおいて同じ。) が信託会社等への信託をする場合において、</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>対象有価証券（金商業等府令第130条第3項に規定する対象有価証券をいう。以下⑦～⑨までにおいて同じ。）に投資する際、信託会社等が対象有価証券の真正な価額を知るために必要な措置として、</p> <p>（i）当該信託会社等が対象有価証券の価額について、当該価額の算出を行う者から直接に通知を受けることを確保するための措置、または、（ii）当該信託会社等が当該対象有価証券の価額について、当該価額の算出を行う者に対し直接に確認することができることを確保するための措置が講じられるよう適切な態勢整備が行われているか。また、投資一任業者が、当該対象有価証券への投資後においても、かかる措置が確保されているかを定期的に確認しているか。</p> <p>⑧ （略）</p> <p>⑨ （略）</p> <p>（2）～（3） （略）</p> <p>VI-2-2-2～VI-2-3-5 （略）</p> <p>VI-2-3 投資信託委託業等に係る業務の適切性 （略）</p> <p>VI-2-3-1 業務執行態勢 （1）運用財産の運用・管理 （略）</p> <p>①～⑦ （略）</p>	<p>対象有価証券（金商業等府令第130条第3項に規定する対象有価証券をいう。以下⑧～⑩までにおいて同じ。）に投資する際、信託会社等が対象有価証券の真正な価額を知るために必要な措置として、</p> <p>（i）当該信託会社等が対象有価証券の価額について、当該価額の算出を行う者から直接に通知を受けることを確保するための措置、または、（ii）当該信託会社等が当該対象有価証券の価額について、当該価額の算出を行う者に対し直接に確認することができることを確保するための措置が講じられるよう適切な態勢整備が行われているか。また、投資一任業者が、当該対象有価証券への投資後においても、かかる措置が確保されているかを定期的に確認しているか。</p> <p>⑨ （略）</p> <p>⑩ （略）</p> <p>（2）～（3） （略）</p> <p>VI-2-2-2～VI-2-3-5 （略）</p> <p>VI-2-3 投資信託委託業等に係る業務の適切性 （略）</p> <p>VI-2-3-1 業務執行態勢 （1）運用財産の運用・管理 （略）</p> <p>①～⑦ （略）</p>

